

ZENBUTSU 全仏

No.
603



仏暦2557年10月
[2014年]

CONTENTS

お墓は亡き人との出会いの場

一般社団法人日本石材産業協会 専務理事 大代 賢一 2

地域の宝を後世に

美術工房 京都 便利堂 本部長 西村 寿美雄 4

第45回部落解放・人権夏期講座参加 6

都内戦災・関東大震災遭難者秋季慰霊大法要参列 6

賛助会員新会員ご紹介 7

寺院が知っておきたい法律知識 8



公益財団法人



全日本仏教会
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

お墓は亡き人との出会いの場

— 日本消費者協会のアンケート結果を受けて —

一般社団法人 日本石材産業協会

専務理事 大代 賢一

(おおしろけんいち)



と思いますが、次の世代に先祖を敬う気持ち（宗教心）を育ませることも大事なのではないのでしょうか。人の生はとぎれることなく、脈々と受け継がれています。死もまたしかりです。「歴史の継承点としての自分」に気づき、受け継いだ「いのち」と「こころ」を子孫につないでいくという、自らの使命に気づいた時、私たちはますます人生をしっかりと歩んでいくことができるように思います。

時代が変わっても、変えてはいけないうものがありません。合理化の名のもとに、日本の伝統的で美しい文化をないがしろにするようなことがあってはいけません。日本人の伝統的で美しい先祖観や供養の在り方はその最たるものだと思います。先祖と共に生きる日本の文化は、必ずや美しい日本のこころを未来の子どもたちに遺すと共に、こころの豊かさや毎日の充実感を私たちにもたらしてくれると思います。

前号（六〇二号）でも、仏事に対する形骸化を危惧されておりましたが、それは私たちも同じだと思います。便利さの陰に不安な要素はないのか、効率の背後に不気味さが潜んでいるか、効率的でないか。消費者をいたずらに不安にさせるのではなく、健全な問題意識を喚起する必要があるのではないのでしょうか。供養は事務処理ではありません。供養をお金で済ませるのはいけません。お金を掛けさえすればいいという考えや、その真逆にコストだけを考えるのでは——単なる事務処理になってしまふような気がしてなりません。少しでも安いほうがいいと考えるのではなく、そこから得られるものに目を向けてもらうことが必要であるように思います。いくら

こころとこころの対話の場として、お墓は生きている私たちのこころの支えになっていると思います。どのような形でも構わないので、自分たちのことを見守ってくれるものとしての、「お墓」を建てて欲しいと思っています。

秋分の日『お墓参りの日』

石材業界としてどのような取り組みをされていますか。

私たちの協会は、採石業、石材加工業、墓石小売業、建築石材業、石材輸入・卸業、関連IT企業等と、加盟業種が多岐にわたっており、その強みを生かし、消費者の方々に石の魅力をお伝えし、石にまつわ

前号（六〇二号）では、全日本葬祭業協同組合連合会の松本専務理事から、葬儀の意味や寺院主導の「終活」について、全国のご寺院とともに、一般社会に対して役割を果たしていきたいとのコメントをいただきました。

今回は日本石材産業協会から、アンケート結果についてのご意見や、本会へのご提案などを伺いました。

LINEアンケートの対話の場

この度のアンケート結果について、どのようなお感じですか。

アンケートでは、自然葬（散骨）や樹木葬などについての考えが聞かれております。自然にかえるということや、継承者の問題などから肯定的なご意見もあれば、環境への配慮や、お参りの場がないことはさびしいという否定的なご意見もあります。また、一部の霊園の合葬墓で、ご遺骨の扱いを実際に目にして、強い疑問を持ったことがあります。お墓は自分たちのルーツであり、ご先祖さまたちが眠っている場所であり、祈りの対象として、お墓は必要なのではないでしょうか。墓地がないからとか、継承者に負担をかけたくないとか、様々な事情はあるか

るあらゆる安心をお届けすることで、社会に貢献してまいりたいと思います。その具体例として、①墓石を購入される消費者の不安を一掃するため、原石名、採石地、採石者、そしてシリアルナンバーが明記された『石材産地証明書』を発行し、安心をカタチで証明しております。②一生に一度の買い物と言われる墓石の購入に際し、消費者へ正しい知識や情報を提供するため、幅広い知識を習得した「お墓ディレクター」制度を定め、全国へ有資格者の配置を進めております。③本協会では昨年の八月に、秋分の日を『お墓参りの日』として一般社団法人日本記念日協会に記念日申請し、制定されました。先祖を敬い、亡き人を偲ぶ日として、墓地に赴き、手を合わせて祈りを捧げるといふ、日本の歴史と風土が育んできた尊い風習を絶やすことなく、未来へ繋げていきたいという願いをこめて申請いたしました。ポスターやホームページなどを通じて「お墓参り」の機会が増えるよう広報しております。

また、墓石購入の際には、信頼できる石材店を選ぶことが大事です。本協会では小冊子『石材店に行く前に読む本』（無料配布）を発行し、購入のときに押さえておきたいポイントや、石材店を選ぶときの判断の拠り所などを紹介しております。それと、一般の方々から公募で寄せられた、お墓にまつわる感動的なエピソード集小冊子『お墓物語、お墓物語その二』（無料配布）を発行しております。家族や大切な方との繋がりに、絆の尊さを感じていただき、大切な方に会うため、お墓参りに行くきっかけとなるような、お墓の存在意義を今一度見つめ直す機会となればと思っております。



一般に開かれたご寺院に

本協会や寺院に対して要望などあります。

本協会では、「全国お墓なんでも相談室」を全国の主要都市で毎年開催しております。また、本協会事務局

においても週二回、フリーダイヤルでの電話無料相談や、ホームページ「お墓の窓口」でのお問合せも受け付けております。いずれも本協会が認定するお墓ディレクター資格取得者が、消費者のお墓に対する疑問やお悩みを承っております。

その中で、ご寺院や仏事に関するご質問や悩みが多く寄せられています。それだけ菩提寺を持っていない、あるいは菩提寺を持たない方々が増えているのではないのでしょうか。相談の中には、ご寺院に聞けばすぐ解決するような内容もあります。消費者からすると、直接ご寺院に聞きたいのかもしれませんが、消費者には、このような傾向があるので、全国のご寺院には、檀信徒や門徒さんだけではなく、もっと開かれたご寺院になっていただければと感じております。

また、消費者からの相談内容の傾向についても、全日本仏教会さまと共有し、消費者の安心に繋がる一環として、ご一緒に何かしらの活動ができればと思います。本協会の活動の原点は「すべては消費者のため」であります。お墓は、いのちのこのころの繋がりが確認できる場であり、こころのよりどころとなる大切な場

です。これからも消費者に対して、ご理解をいただけるよう、丁寧に活動してまいりますので、ご協力いただけますよう、お願いいたします。



●小冊子ご希望の方は「お墓なんでも相談フリーダイヤル」0120-411-479まで。月曜日・木曜日 10:30～15:30

地域の宝を後世に

美術工房 京都 便利堂

本部長 西村 寿美雄
(にしむら すみお)



全国のご寺院では代々から受け継がれてきた宝物が所蔵されておりますが、それらの維持管理については、どこまで目が行き届いているのでしょうか。現状の管理のままでは大丈夫なのか。また、宝物の修復の必要性を感じているが、多額の費用がかかる可能性もあり、二の足を踏んでしまうというところもあると思います。

ご寺院の宝物は地域の宝物でもあります。そこで文化財保存修復技術をお持ちになられている、株式会社便利堂の西村さんに、宝物

の維持管理の初歩的なところについて、各寺院でもできることを伺いました。

お寺に伝わる 宝物を護るために

宝物を護る意義についてお聞かせください。

日本に伝わる文化財の特徴として、遺跡等から発掘されたものではなく、人々の手から手へ、世代を超えて保管されてきた「伝世品」

の割合が諸外国と比べて非常に多い、ということが言えます。日本の文化財はそのほとんどが「紙」と「木」からなるとも言われており、日本独自の和紙が生み出されて以来、紙の文化は千四百年の歴史を持ち、現代に受け継がれております。こうした「文化を後世に伝えたい」という意識の高さは日本人の気質の特徴と言えるのではないのでしょうか。また、現存する国宝・重要文化財における仏教美術の割合は非常に高く、日本の文化財は仏教寺院が護り伝えてきたと言っても過言ではないように思います。

いまだ詳細が判明していない宝物（文化財）が所蔵されている、全国各地のご寺院からご相談をいただく場合もありますが「どう手をつけてよいかわからなく」「どこに（誰に）頼んでよいかわからなく」「修復・修繕等に多額の費用がかかるのではないか不安」といった悩みをお持ちの場合が多いようです。国宝・重文といった文化財

になりますと、国指定の修復業者にしか依頼ができません。修復費用が高額になるケースが多いですが、予算に応じた様々な修復業者が存在すること、文化財の管理・保存の為に比較的手軽な方法があることなどはあまり知られていないと思いますので、ご相談を受けた場合は保管と管理の方法についてのアドバイスから始めるようにしています。



古文書修復作業

宝物の台帳作成と写真撮影

宝物の維持管理について、まず

は各寺院でできる初歩的なところからお教え下さい。

まずは、宝物の台帳作成と写真の撮影をお勧めいたします。台帳を作成しておくことにより、たとえ任職の代が替わっても宝物の価値や詳細、修復の有無などの情報が把握できるので、次世代の方々も安心できます。とくに掛け軸・古文書・巻物などの比較的小さな宝物を管理する上で有効です。また、写真撮影をしておくことも重要です。万一、天災や盗難等により宝物が損失してしまった場合、写真画像が残されていれば、復元の可能性も期待できます。



昭和24年に焼損した法隆寺金堂壁画の複製

保存箱と「虫干し」のススメ

宝物がむき出しの状態です。所蔵庫などに積まれているケースも散見しますが、「紙」は放置したままですと酸化が進んで劣化します。古い紙が端から茶色に変色し、バラバラと割れてしまう状態です。特に明治時代以降の西洋紙は和紙と違い、酸化の進行が速いので注意が必要です。脱酸効果のある保存箱の製作を業者に依頼するのがお勧めです。保存箱を制作することにより、酸化防止のみならず、宝物管理が容易になり、収納性も高まります。また、台帳作成にあたり、それぞれの宝物に番号を付け、保存箱に番号と写真を貼っておけば、さらに利便性も高まります。また、それぞれの宝物の湿気対策として虫干しは効果があります。さらには宝物が傷んでいないかなどの点検や、台帳どおりに管理されているか確認がとれます。

「仏教文化の宣揚」を通じ 地域発展の一助に

本会や寺院に対してご提案などありましたらお聞かせ下さい。

日本には千年を超える歴史をもった文化財が数多く伝わっており、全国各地のご寺院にも、貴重な文化財が存在している可能性は高いように感じております。しかしながら、仮に貴重な文化財が目の前にあっても、その重要性に気

付いていないケースが多く、もったいなさを感じるときもありません。全国のご寺院が地域住民の方々と協働し、宝物（文化財）を護ることは、地域発展の一助としての効果も期待されます。宝物を伝承することの大切さをご理解いただき、全日本仏教会さまが掲げておられる「仏教文化の宣揚」に繋がることを願い、私共もそのサポートを行ってまいりたいと思っております。

複製保存技術

— カラーコロタイプ印刷 —

美術図書、絵葉書、記念アルバムなどに広く用いられてきたモノクロ印刷技術であるコロタイプ印刷のカラー化を専用インキと共に開発。これによって現在主流のオフセット印刷やインクジェットのような網点での表現ではなく、写真のように連続階調による滑らかな濃淡表現が可能になり、百年単位の保存に耐えうる、原本に



株式会社 便利堂 <http://www.benrido.co.jp>

限りなく忠実な複製技術を世界で唯一継承している。

第四十五回部落解放・人権夏期講座参加

第四十五回部落解放・人権夏期講座が、高野山を会場に八月二十日、二十二日に開催された。恒例となった本研修会には、行政、教育、一般企業、そして同宗連（『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議）を通じて宗教界からの参加者を含め約二千人が参加、本会からは二名の職員が参加した。

本講座は、部落問題から、いわゆる女性差別問題をはじめとする性差別問題、人種差別問題、障がい者差別問題等々、人権問題の諸相を学習するものである。

同宗連の関係各教団から、多数の参加者があった。一九七九（昭和五十四）年の第三回世界宗教者平和会議における、日本の宗教者からの差別発言を契機とし、その糾弾会への取り組みを基に、結成されたのが同宗連である。一九八一（昭和五十八）年の結集集会から三十三年を経た今日まで、人権確立の運動の一環として本講座へも多くの参加者を動員している。

昨今頻発している、寺院関係者による「過去帳開示問題」をはじめとする差別問題の多くは、これまでの

部落差別撤廃へ向けた取り組みが、形骸化して来ていることに、その原因があると考えられている。

今回の夏期講座で部落差別問題をテーマとした講座（Y住宅販売会社差別事件の概要と取り組み）の中でも、事件の要因の一つに「学校教育における部落問題学習の課題」として、関係者の世代交代による「差別意識の希薄化」が挙げられていた。

これまでの差別撤廃への長い取り組みの中で、活動そのものの形骸化、希薄化が起きることは否めないことではある。しかし、われわれ宗教者として、『同宗連宣言』の「いま、われら、ここにあらためて、大地に立ち、一切の差別を許さない厳しい姿勢を律しつつ、相携えて、あらたな宗教者たらんことを宣言する」との



テーマごとに様々な講座が開催された

原点に立ち戻り、部落差別をはじめとする一切の差別の解消へと、新たな活動の方向性を見出すために、再確認の作業が必要な時期に来ている、との感想を持った研修会であった。

都内戦災・関東大震災 遭難者秋季慰霊大法要参列

去る九月一日、東京都墨田区横網の東京都慰霊堂において（公財）東京都慰霊協会主催の都内戦災・関東大震災遭難者秋季慰霊大法要が高円宮妃殿下ご臨席のもと執り行われた。今年は十万人以上が犠牲となった関東大震災から九十一年目の年となる。

ご家族を戦災や震災で亡くされた遺族等およそ三百二十名が参列し、本会からは倉澤事務総長が参列した。

行事鐘と共に奏楽の中、東叡山寛永寺貫主神田秀順大僧正猥下大導師のもと、一山式衆と東京都仏教連合会各地区代表者が随喜され、厳かに法要が営まれた。

同協会 檜垣正巳会長は開式の辞で「自然災害の被害を抑えていく努力を怠らず、大震災を過去の教訓とし後世に引き継ぎ、平和な社会を築いていくことが使命である」と述べ

られた。

法要の中で、安藤立美東京都副知事・吉野利明都議会議長・山崎昇墨田区長・田中邦友墨田区区議会議長が追悼の言葉を述べられ、次に皇族・主催者・都・区代表者並びに遺族代表者・来賓代表者・協賛団体代表者が順次焼香された。

その後に、東叡山寛永寺長騰浦井正明大僧正からご法話があり、最近の新聞記事の中には、災害や殺人等の痛ましい事件が多いが、一人一人の幼少期からの教育の大切さと、その根本である『いのちの教育』の重要性が語られた。法要終了後、関東大震災発生時刻の午前十一時五十分分に式場内全員で黙祷を捧げた。



高円宮妃殿下 御焼香

事務総局録事

7月 (1日~15日)

- 1日 ▶ 日本仏教鑽仰会主催第72回東京お盆まつり出席
東京・銀座プロッサム
宗教学会平野武理事長と面談
京都・京都駅
妙定院訪問 東京・妙定院
朝日新聞社磯村氏と懇談 本会会議室
- 3日 ▶ 第31期第1回人権問題連絡協議会開催
東京・真言宗豊山派宗務所
- 4日 ▶ 長崎県仏教連合会研修会において本会事業説明
長崎・ホテルニュー長崎
- 7日 ▶ 真言宗豊山派坂井宗務総長訪問
東京・真言宗豊山派宗務所
曹洞宗佐々木宗務総長訪問 東京・曹洞宗宗務庁
- 8日 ▶ 第29回部落解放基礎講座出席 (~9日)
東京・曹洞宗宗務庁
高野山真言宗添田宗務総長訪問
和歌山・高野山真言宗宗務所
野村證券(株)塚寄氏来局 本会会議室
- 9日 ▶ 天台宗木ノ下宗務総長訪問 滋賀・天台宗務庁
浄土宗豊岡宗務総長訪問 京都・浄土宗宗務庁
真言宗智山派小宮宗務総長訪問
京都・真言宗智山派宗務庁
真宗大谷派里雄宗務総長訪問
京都・真宗大谷派宗務所
浄土真宗本願寺派園城総長訪問
京都・浄土真宗本願寺派宗務所
臨済宗妙心寺派栗原宗務総長訪問
京都・臨済宗妙心寺派宗務本所
全日本葬祭業協同組合連合会訪問
東京・全日本葬祭業協同組合連合会事務局
- 10日 ▶ 日蓮宗小林宗務総長訪問 東京・日蓮宗宗務院
浄土宗増上寺赤羽課長訪問 東京・増上寺
無料法律相談室
- 11日 ▶ (株) 宣伝会議吉岡氏来局 本会会議室
中外日報赤坂氏来局 本会会議室
- 7月 (16日~31日)
- 17日 ▶ 浄土宗増上寺赤羽課長来局 本会会議室
大蔵経研究推進会議議長下田正弘氏他来局 本会会議室

- 18日 ▶ 武田・古川司法書士事務所訪問
東京・武田・古川法律事務所
- 22日 ▶ 文化庁宗務課訪問 東京・文部科学省
国際平和会議実行委員会金田氏来局 本会会議室
- 24日 ▶ 局内会議 本会会議室
- 28日 ▶ 武田・古川司法書士事務所訪問
東京・武田・古川法律事務所
- 29日 ▶ 厚生労働省人道調査室伊藤氏来局 本会会議室
- 30日 ▶ DOT吉田氏・岸田氏来局 本会会議室
(一社) 仏教情報センター岩田事務局長来局 本会会議室
- 第31期第1回支援検討会議開催 本会会議室
- 31日 ▶ 大和証券(株)佐藤氏来局 本会会議室

8月 (1日~15日)

- 1日 ▶ (株) 便利堂西村氏来局 本会会議室
第31期第1回社会・人権審議会開催
東京・明照会館会議室
- 5日 ▶ (公財) 日本宗教連盟幹事会出席
東京・新宗連会館
全日本葬祭業協同組合連合会訪問
東京・全日本葬祭業協同組合連合会事務局
(一社) 日本石材産業協会訪問
東京・日本石材産業協会事務局
厚生労働省大臣官房審議官谷内氏他来局 本会会議室
- 6日 ▶ 大村印刷(株)是永氏他来局 本会会議室
- 7日 ▶ 局内会議 本会会議室
自由民主党組織本部長 竹下巨氏との面談
東京・自由民主党本部
(株) 宣伝会議吉岡氏来局 本会会議室
(株) ピタコラム下永吉氏来局 本会会議室
- 8日 ▶ InterFaith駅伝事務局会議
東京・明照会館会議室
財団創立60周年記念事業事務局会議
東京・明照会館会議室
- 11日 ▶ 野村證券(株)塚寄氏来局 本会会議室
- 15日 ▶ 日蓮宗主催千鳥ヶ淵戦没者追悼法要・世界立正平和祈願法要出席 東京・千鳥ヶ淵戦没者墓苑
政府主催全国戦没者追悼式出席
東京・日本武道館

ご入会いただきありがとうございます

株式会社ピタコラム(建築)

団体会員

(敬称略)

賛助会員新会員ご紹介

賛助会員募集中

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、個人や団体としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ホームページをご覧ください。



入会者には輪袷袋が進呈されます



無料法律相談室
本会顧問弁護士長の長谷川正浩先生が、寺院向け無料法律相談を開催しております。
(主に第一・第四木曜日要事前予約)

TEL.03-3437-9275

社会・人権部までお問合せ



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門④

備付書類の閲覧請求があった場合

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません（宗教法人法第25条3項）。

ここで上記の「正当な利益」「不当な目的」について説明します。

正当な利益 継続的に財産基盤の維持形成に貢献している檀信徒や門徒など、管理運営上の役職である総代、宗教上の地位にある僧侶、包括・被包括宗教法人などが宗教法人の適正な運営に資するという利益や、債権者、保証人などが債権を確保するという利益をいいます。

不当な目的 宗教法人を誹謗中傷する。情報を第三者に不当に流す。恐喝等不当に財産的利益を得ようとするような目的をいいます。

また、備付書類とは先月号（No.602）でご紹介した【図 I】(1) ①の部分にあたります。従って、これ以外の財産台帳、総勘定元帳・金銭出納帳、月次試算表・精算表、剰余金処分計算書、預貯金通帳、収益事業の申告書などは対象外なので、信者その他の利害関係人に閲覧させる義務はありません。

【図 I】 宗教法人の持っている情報

(1) 法人そのものに関する情報

① 備付書類 (宗教法人法第25条2項)	A 規則及び認定書
	B 役員名簿
	C 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表(収支計算書と貸借対照表は作成しているときのみ)
	D 境内建物に関する書類(財産目録に記載されていない境内建物についてののみ)
	E 議事録及び事務処理簿(事務処理簿は宗教活動以外のもの)
	F 公益事業を行っているときは、その事業に関する書類(公益事業以外の事業を行っている場合も含む)

宗教法人にはそれぞれの役割があります。

物事を決定する人	⇒ 責任役員
行動する人	⇒ 代表役員
決定とおり行動したか反省する人	⇒ 監事

宗教法人は必ずしも監事を置かなくてもよいとしていますから、責任役員や代表役員、もしくは総代が監事の役割を果たしている寺院もあります。このように宗教法人には、関係する人が複数いますから、それぞれの人が職務を遂行するために、事実に関する認識を共有しておく必要があります。そこで、必要最低限の書類を作成して備え付けなければならないとされているわけです。

事務所に備え付ける書類等は、原則として作成された最新のものです。ただし、認証書については設立時からのものをすべて備え付けておきます。また、議事録や事務処理簿については、少なくとも前年度分について備え付ける必要があるとされています。

次号では、閲覧請求の手続きについて述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修